



総基環第351号  
平成18年11月30日

海外アビオテック株式会社  
代表取締役 山崎 昌義 殿

総務大臣 菅 義偉



航空機に施設する無線設備の機器（航空機用救命無線機）の検定申請について（通知）

標記について、下記に掲げる航空機に施設する無線設備の機器（航空機用救命無線機）は、無線機器型式検定規則（昭和36年郵政省令第40号）に定める当該機器の型式検定に相当するものと認められる外国の型式検定に合格しており、電波法（昭和25年法律第131号）第37条ただし書及び電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第11条の5第1号の規定に基づく型式検定を要しないものとしたので通知する。

記

- 1 機器の種類 : 航空機に施設する無線設備の機器（航空機用救命無線機）
- 2 機器の名称 : ME406及びME406HM
- 3 機器の製造者 : Artex Aircraft Supplies INC.
- 4 外国において取得した型式検定について
  - (1) 承認した機関 : Federal Aviation Administration (米)
  - (2) 承認番号 : TSO-C91a、TSO-C126及びTSO-C142